

令和5年第2回定例会（6月2日招集）

嘉島町議会会議録

令和5年第2回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和5年6月2日（金曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	木下武	6番	増岡司
2番	穴井智子	7番	春日堅一
3番	齊藤進	8番	川野伸一
4番	森下文夫	9番	境野隆文
5番	満田和浩	10番	鍋田平
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	荒木泰臣
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 報告第1号 令和4年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第2号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 議案の上程及び提案理由の説明

- 1 議案第22号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第1号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第23号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第2号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第24号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第3号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）
- 4 議案第25号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第4号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第26号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第5号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第27号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第6号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 議案第28号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第29号 嘉島町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第30号 嘉島中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結について
- 10 議案第31号 嘉島町町道の路線廃止について
- 11 議案第32号 嘉島町町道の路線認定について
- 12 議案第33号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第2号）

散 会

開会・開議 午前10時

.....

○議長（森田義雄君） おはようございます。全議員さんにお席をいただきまして、ありがとうございます。新型コロナも5月8日以降は季節性インフルエンザと同じ5類扱いとなり、いろいろな制限がなくなりましたが、まだまだ注意が必要だと感じております。それから、5月29日に熊本を含む九州北部地方が平年より6日早く梅雨入りしました。また、台風2号の影響により、南から暖かく湿った空気が入り込み、前線が活発化することが予想されます。麦の収穫もまだ途中ですし、集中豪雨等による災害が発生しないことを祈るばかりです。

それでは、始めたいと思います。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、令和5年第2回嘉島町議会定例会は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の配布のとおりです。

.....

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田義雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番 満田 和浩議員、6番 増岡 司議員を指名します。

.....

日程第2 会期の決定

○議長（森田義雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月5日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定しました。

.....

日程第3 議長報告

○議長（森田義雄君） 日程第3 議長報告となっております。

議長及び一部事務組合の概要につきましては、それぞれの所属議員から報告書が提出されております。

なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照くださるようお願い申し上げます。

また、4月に実施された随時監査及び3月から5月までの例月現金出納検査結果については、監査委員から報告書が提出されております。以上で議長報告を終わります。

.....

日程第4 報告第1号 令和4年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（森田義雄君） 日程第4 報告第1号 令和4年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（荒木泰臣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 荒木町長。

○町長（荒木泰臣君） それでは報告をさせていただきます。

報告第1号 令和4年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のように報告します。内容につきましては、添付しております計算書のとおりでございます。

令和5年6月2日提出 嘉島町長 荒木 泰臣

○議長（森田義雄君） 以上で、報告第1号を終わります。

.....

日程第5 報告第2号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（森田義雄君） 日程第5 報告第2号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（荒木泰臣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 荒木町長。

○町長（荒木泰臣君） 報告第2号 令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の

報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度嘉島町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のように報告します。内容につきましては、添付しております計算書のとおりでございます。

令和5年6月2日提出 嘉島町長 荒木 泰臣

○議長（森田義雄君） 以上で、報告第2号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6 議案の上程及び提案理由の説明

○議長（森田義雄君） 日程第6 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

議案第22号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第1号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第2号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第3号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）

議案第25号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第4号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第5号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第6号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第28号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 嘉島町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 嘉島中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結について

議案第31号 嘉島町町道の路線廃止について

議案第32号 嘉島町町道の路線認定について

議案第33号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第2号）

以上の12件を一括して議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（荒木泰臣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 荒木町長。

○町長（荒木泰臣君） 皆さん、おはようございます。本日は6月定例議会を招集いたしましたところ、全員ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど議長からもごあいさつがありましたように、今年は梅雨入りが例年よりも早く宣言をされているようでございます。今年の梅雨も災害がないように、しっかりと注意をしていかなければなりません。そういう点で、6月の中旬には災害対策水防協議会を開催して、どう対応するかということをお伝えをしていかなければならないというふうに思っております。

今日は3月議会からこれまでの主な動きと、令和5年度の第2回の定例会に提案しております議案について説明をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染症についてでございますが、国において、5月8日から感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されました。新型コロナワクチン接種につきましては、引き続き自己負担なく今回から個別接種で行い、5歳以上のすべての方を対象に9月を目途に接種を開始する予定ですが、65歳以上の方や基礎疾患を有する方などは5月8日からワクチン接種を実施しております。なお、集団接種会場としておりました町民体育館につきましては、5月8日より全面開放いたしました。今後も感染状況や国の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいります。

マイナンバーカードの交付状況についてでございますが、本町のマイナンバーカード交付率は、令和5年3月末現在で69.7%となりました。これは全国平均67.0%、県平均68.8%を上回るものでございます。

本町では、既にカードの交付申請を済ませた方は8割を超えており、健康保険証としての利用も始まっていることから、今後も更なる普及が見込まれます。

低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてでございますが、ひとり親以外の低所得者の子育て世帯に支給する給付金（国分：児童1人あたり5万円、県分：1世帯あたり2万円、第2子以降5千円）を48世帯、対象児童数103名に、給付金638万5千円を5月31日に振り込みいたしました。また、3月分の児童扶養手当受給者（ひとり親世帯）には、ひとり親以外の世帯と同額の給付金を県から5月31日に振り込まれています。

令和5年度児童生徒の就学状況についてでございますが、嘉島東小学校は57名の新入児童を迎え、1学年2学級の学級編成となりました。全児童数は313名となり、昨年より27名の増加となりました。嘉島西小学校は86名の新入児童を迎え、1学年3学級の学級編成となりました。全児童数は498名となり、昨年より7名の増加となりました。嘉島中学校は104名の新入生を迎え、全生徒数の309名、昨年同様3学年すべてで3学級となり、昨年より11名の増加となりました。

東小学校及び中学校の校舎増築設計業務についてでございますが、昨年度、児童生徒数の増加に伴う学校施設基本計画を作成し、本年度、東小学校と中学校それぞれの基本設計及び実施設計に取り組む計画がありますが、事業量の増加による予算の増額を本定例会へ提案させていただいております。

下水道事業の公営企業会計移行についてでございますが、公営企業会計移行については、3月末まで今までの特別会計を廃止し、4月1日から地方公営企業法を適用した下水道事業会計を開設いたしました。

水の郷まつりの開催についてでございますが、去年は新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、3年ぶりに花火大会として開催しました。本年度は、ステージでの催しを含めたコロナ禍前の規模で8月5日夕方より、イオンモール熊本屋上駐車場を会場として開催したいと考えております。

第73回上益城郡民体育祭の開催についてでございますが、本町を主会場に7月9日に開催されます。本年度から2年間は上益城郡スポーツ協会事務局を本町が担当することになりました。感染症対策、熱中症対策等に十分配慮しながら運営に当たってまいりたいと思っております。

以上で3月からこれまでの主な動きについて、ご報告をさせていただきました。

6月定例議会について提案しておりますのは、専決処分6件、条例制定2件、議決案件3件、補正予算1件、計12件ということでございますので、ただいまから説明をさせていただきます。

○議案第22号及び議案第23号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第1号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について」及び「専議第2号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第24号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第3号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）」は、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月21日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第25号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第4号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第26号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第5号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第 27 号 専決処分報告並びに承認を求めることについて

「専議第 6 号 令和 5 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 5 年 5 月 11 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第 28 号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

子ども・子育て支援法に基づき内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第 29 号 嘉島町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部を改正する要領が令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第 30 号 嘉島中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結について

嘉島中学校体育館屋根改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第 31 号 嘉島町町道の路線廃止について

町道路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第 32 号 嘉島町町道の路線認定について

町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第 33 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,945 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 5,826 万 9 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森田義雄君） 以上で町長の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。なお、明日 3 日及び明後日 4 日は町の休日のため休会、次回は 5 日となっております。当日は、定刻前に、本会議場にご参集ください。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 24 分

令和5年6月3日（土曜日）
休 会

令和5年6月4日（日曜日）
休 会

令和5年第2回嘉島町議会定例会会議録(第2号)

・招集年月日

令和5年6月5日(月曜日)

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員(11名)

1番	木下武	6番	増岡司
2番	穴井智子	7番	春日堅一
3番	齊藤進	8番	川野伸一
4番	森下文夫	9番	境野隆文
5番	満田和浩	10番	鍋田平
		11番	森田義雄

・欠席議員(0名)

・説明のため出席した者の職氏名

町長	荒木泰臣
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者(兼会計室長)	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第22号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第1号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第23号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第2号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第24号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第3号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第1号)
- 4 議案第25号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第4号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第26号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第5号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第27号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第6号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 7 議案第28号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第29号 嘉島町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第30号 嘉島中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結について
- 10 議案第31号 嘉島町町道の路線廃止について
- 11 議案第32号 嘉島町町道の路線認定について
- 12 議案第33号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第2号)

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

- 追加日程第1 同意案第4号 固定資産評価員の選任について
- 追加日程第2 諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第3 諮問案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第4 諮問案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、令和5年第2回嘉島町議会定例会4日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 一般質問

○議長（森田義雄君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問については、5名の議員から通告がっております。順次質問を許します。まず、1番 木下武議員の質問を許します。

○1番（木下武君） 議長。

○議長（森田義雄君） 木下議員。

○1番（木下武君） おはようございます。1番、木下です。私より2問質問させていただきます。

まず初めに中学校グラウンドの維持管理はどうなっているのかお尋ねします。現在、中学校のグラウンドはたくさん雑草が生えている状況で、生徒、教職員、保護者が除草されているが対応できる量ではないようです。体育の授業、部活動では支障が出ていないのか。また対策は考えているのかお尋ねします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） おはようございます。学校教育課長中富です。よろしく申し上げます。

1番、木下議員のご質問にお答えいたします。中学校のグラウンドの雑草に関しましては、令和2年度当初において実施された新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休校により、長期にわたって使用されなかったこと、また管理が十分にはできなかったことにより、かなりの数の雑草が増殖しました。その後、学校再開や管理により減少はいたしました。ただ、まだ一部で影響が残っております。今後、中学校の大規模な施設整備、具体的には今年度に体育館の屋根改修工事、また数年のうちに生徒数増加に伴う校舎増築工事を予定しておりますが、その際、大型重機の乗り入れも考えられ、さらには運動場そのものの使用形態を見直すことも考えられます。除草につきましては慣行として生徒、保護者、教職員などグラウンドの利用にかかわる方々でお願いしているものであり、現時点で体育の授業や部活動に雑草による支障はないものと認識しておりますが、先に申し上げました事情も考慮しながらグラウンドの整備について総合的に検討してまいります。以上で、答弁を終わります。

○1番（木下武君） 議長。

○議長（森田義雄君） 木下議員。

○1番（木下武君） 雑草につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休校の影響がまだ残っているようですが、子供たちのために教育環境の整備を引き続き行なっていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。町主催の自主文化事業について質問します。町民会館アクアは施設として充実していますが、町民の文化の向上のための活用はどうなっているのか。また、子供からお年寄りまで楽しめる町主催の自主文化事業の計画はあるのかお尋ねします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） おはようございます。社会教育課長の河原です。よろしく申し上げます。

1番、木下議員のご質問にお答えいたします。町民会館アクアでの町民文化向上のための活用につきましては、例年、文化の日に嘉島町文化協会主催の嘉島町文化祭が開催されているところでございます。この文化祭では町内の幼稚園、保育園児や小中学生のステージ発表をはじめ町教育委員会が町民会館で実施している公民館講座や町民グループによる発表や展示があり子供からお年寄りまで参加をいただき、学習や活動の成果を発表する場となっております。教育委員会としましても、この文化祭を町民の文化活動振興の重要な機会と捉え、講演のほか運営、開催スタッフとしての職員の協力、補助金の助成など積極的にかかわってまいりました。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっておりますが、本年度4年ぶりの開催が予定されており、教育委員会としましてもしっかりと支援を行なっていきたいと考えております。文化事業や文化活動につきましては、町民の方々が主役、教育委員会はそれを支援するということが基本であると考えており、この考えのもと今後とも町における文化事業等の振興、

そして町民会館が文化事業等をはじめ、さまざまなイベントでより一層ご利用いただけるよう努めてまいります。以上で、答弁を終わります。

○1 番（木下武君） 議長。

○議長（森田義雄君） 木下議員。

○1 番（木下武君） 嘉島町文化祭についての概要と教育委員会の積極的な関わりはよくわかりました。文化事業や文化活動につきましては、教育委員会の基本姿勢、町民の方々が主役、教育委員会はそれを支援するのとともに町民の文化の向上のための取り組みをより一層行なっていたいだきたいと思ひます。質問は以上です。

○議長（森田義雄君） 以上で、木下議員の質問を終わります。続いて、2 番 穴井 智子議員の質問を許します。

○2 番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○2 番（穴井智子君） おはようございます。2 番、穴井です。よろしくお願ひいたします。

生理の貧困が全国でも問題視されるなか、町内小中学校の女子トイレに生理用品を常備される予定はあるのかをお尋ねいたします。経済的な理由により生理用品が買えないなどの家庭がございまして、生理の貧困が全国でも問題となるなか、熊本市教育委員会は昨年 4 月より市立小中高、支援学校専門学校の女子トイレに生理用品を常備している、熊本県内でも熊本県下の高校にも試験的に実施しているなどの調査が行われております。生理用品のストレスから不登校になった事例もございまして。嘉島町としても早急にご検討いただきたいと思ひ質問させていただきます。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 2 番、穴井議員の質問にお答ひいたします。学校トイレにおける生理用品の常備設置につきましては、現在トイレでの常備設置は行なっておらず、忘れたり、急に必要になった児童生徒への対応として保健室での受け渡しを行なっております。本件につきましては、昨年度中学校と協議いたしましたが、衛生管理の課題や保健室での対面での受け渡しをすることにより、児童生徒の家庭状況を把握しやすくなるなどの理由から見送った経緯がございまして。引き続き学校側との情報共有を図りながら協議を重ねてまいりたいと思ひます。以上で、答弁を終わります。

○2 番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○2 番（穴井智子君） 生理の貧困問題として 2022 年 9 月、県へ問題提起なされたことにより、各市町村へ予算配分がなされていると伺っております。また、生徒の環境状況を把握しやすくなるために保健室でお渡ししているというような、そういった手段もあるかと思ひます。まずは事前にお渡ししました独自アンケート結果にありますよう、対面手渡しを嫌う子供の心理をご考慮いただき、生徒が安心して通学できますよう速やかな対応をよろしくお願ひいたします。

私からの次の質問させていただきます。不登校児童生徒へのオンライン授業の実施の予定はあるのかを質問させていただきます。現在、学校に行けない子供たちが増え続けております。全国では 24 万人を超え、前年度の 19 万人から 25%増加し、過去最多となっている状況でございまして。コロナ禍における学習は町内全校タブレット貸与もあり、保護者から安堵の声も聴かれますが、一方、コロナ禍の収束に近づき、全国でもオンライン授業が終了されている状況がございまして。学習の遅れは益々、学校へ足が遠く要因のひとつでもあるため、不登校生徒へのオンライン授業を要望する声が多数あるが、今後オンライン授業を実施する予定はあるのかを質問させていただきます。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 2 番、穴井議員のご質問にお答ひいたします。不登校児童生徒に対するオンライン授業につきましては、昨年度まで熊本大学と連携して、中学校において授業配信の研究を実施しました。今年度は学校と教育委員会が連携し、町独自の取り組みとして研究を続けていくこととしております。オンライン授業の実施に関しましては、通信環境の整備や専用機材の調達、教職員の ICT 機器活用スキルアップ、補助する人員の配置、そして授業を受ける子供の一定程度の ICT 活用能力が必要となります。そのため、当事者である不登校児童生徒のニーズの把握や教職員の研修、専用機材等の環境整備を進めて可能な教科等から取り組みを進めてまいりたいと思ひます。以上で、答弁を終わります。

○2 番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○2 番（穴井智子君） 嘉島町の不登校引きこもりの状況にある生徒については、非公開とのことですので、自身の調査では人口増加に比例し、年々増加の傾向だと聞くことができております。教育は人が人として生きるために法律でも保障されているものであり、独自アンケート結果にありますように、孤立した生徒、保護者へのまずは対話をお願いしたいところです。誰一人取り残さないことを願い、早急な対応をお願いいたします。

続きまして、3 つ目の質問です。嘉島西小学校の制服についての見直しの予定があるのかをお尋ねいたします。嘉島西小学校の現在のグレーの制服着用が整備されたのは、昭和 40 年代後半であると記憶しております。生地こそ変化しておりますが、長い年月見直しがされていない状況です。これも事前アンケートによりますと、保護者のほうからまず「高価である」「サイズアウトし、買い替えの際の手間暇がかかる」「着用する機会は年間 3 回ほどである」「嘉島町の公立小学校 2 校で規定が違う根拠、理由が思い浮かばない」「不経済である」「嘉島町町内での転校の際も買い替えないといけないというような無駄が生じている」「女性のお子さんをお持ちの保護者からは生理の際の漏れの目立つ色は子供に優しくない」などの理由が述べられております。東西小学校同一の標準服へ見直し、または廃止の予定があるのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 2 番、穴井議員のご質問にお答えいたします。西小学校の制服について、あくまで標準服であり式典等の行事以外の通常時に着用することも認めているということを学校に確認しております。また、経済的な負担軽減の取り組みとして PTA 主催のバザーでの標準服出品等も行われております。標準服や制服については、校長の権限において決定されるものでありますが、決定に際しては保護者や地域の方々の意見を聞きながら慎重に決定すべきものと考えております。今回のご質問の趣旨を学校側へ伝えるとともに教育委員会といたしましても必要に応じて助言を行なってまいりたいと考えております。以上で、答弁を終わります。

○2 番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○2 番（穴井智子君） まず、この件についても独自アンケート結果をお渡ししていますけれども、今回アンケート回答いただいた方については、末端でお困りのご家庭が多数でございます。今後学校内でアンケート調査をされますなど予測されますが、いわゆる相対的貧困率 15%、ひとり親家庭の貧困率は約 50%などを十分ご考慮いただき優しい嘉島町になりますことを願い、協議の助言を速やかにお願いしたいと思います。以上、私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、5 番 満田 和浩議員の質問を許します。

○5 番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○5 番（満田和浩君） おはようございます。5 番、満田が質問を行います。

一番目に、企業版ふるさと納税の現状と取り組みはということで、平成 28 年度に創設された企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行なった場合に法人関係税から税額控除する仕組みで、企業の損金算入による軽減効果と合わせて令和 2 年度税制改正により拡充された税額控除により最大で寄付額の 9 割が軽減され、実質的な企業の負担が約 1 割まで圧縮されます。企業にとっては、地域貢献を含めブランドイメージの向上のさまざまなメリットがあり、全国の自治体が大きな財源確保を目的として努力や工夫を行なっていると理解しております。本町において、この制度に対する取り組みや現状で企業からの寄付金はどうなっているのか質問いたします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（森田義雄君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） おはようございます。企画情報課長の西本です。よろしくお願いたします。

5 番、満田議員の質問にお答えします。企業版ふるさと納税、正式名称地方創生応援税制につきましては、企業が地方公共団体の地方創生の取り組みに対して寄付を行なった場合に法人関係税を税額控除する

もので、企業として地域振興や社会貢献ができるほか、法人税の高い軽減効果を受けられる制度となっております。本町のこれまでの寄付受入実績は、令和3年度に1社より100万円、令和4年度に2社より30万円、令和5年度には現時点で1社より50万円で累計4社180万円寄付をいただいております。寄付金の用途につきましては、令和5年2月より運行を開始いたしました、乗合タクシーゆうすいGOに係る事業経費に充当をさせていただいております。企業版ふるさと納税は令和2年度の税制改正以降、全国的には市場を拡大しており、令和3年度には約225億7,000万円の寄付がなされております。本町におきましても、寄付をいただければ貴重な財源となるため、制度を積極的に活用するとともに、ホームページなどを通じ、応援したい自治体として選ばれるよう町の魅力を発信してまいります。以上で、答弁を終わります。

○5番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○5番（満田和浩君） 令和3年度は全国で約225億7,000万円の寄付がされているということですが、本県は1億7,500万円ほどの受け入れの実績がございます。本町は1社より100万円の実績も報告されましたが、現状で3社の追加が報告され令和4年度に関しましても、今年の8月ごろには全国の実績報告の予定のようですが、かなり進捗が期待されます。分野ごとには新型コロナウイルス感染症への対応が突出していますが、プロスポーツ支援、熊本地震からの復旧・復興、地方創生の取り組み全般、地球温暖化対策等が主な分野となっており、いかに嘉島町のPRができるかが企業の賛同につながるのかなど考えます。そうした意味でも、水の郷や水資源保全等の重要性の強化や熊本市のベッドタウンであり、少子高齢化のなか人口が微増している暮らしやすい町など、町長のトップセールスが一番の効果だと思いますけれども、執行部、議会や有識者の皆様のご理解と協力で推進できれば、なお一層の効果も望めます。まずは情報発信をお願いしまして、次の質問に移ります。

次の質問ですけれども、姉妹都市提携における活性化の意向は、ということでアフターコロナの起爆剤施策の一環として国際交流事業を計画してはどうかと考えます。姉妹都市提携は自治体に文化的、行政的、経済的効果をもたらす、青少年の国際対応能力や多文化共生社会の理解、観光客などMICE誘致に幅広くよい影響を与えます。町民のスポーツ、文化の発表の場も増えることや対外的な本町のPRにもつながります。友好地域の十分な調査、研究は必須ですが、無理がない負担で取り組んではいかかかと思ひ質問します。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（森田義雄君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。

ただいまの満田議員の質問にお答えいたします。姉妹都市や友好都市などの都市提携については、スポーツや文化、観光など多様な交流を図るうえで大変有意義であると思ひます。現在、姉妹都市などの都市提携は締結していませんが、災害時提携都市については静岡県清水町、佐賀県伊万里市、熊本県菊池市の3自治体と災害協定を締結しており、災害時には相互応援協力する関係となっております。都市提携につきましては、相互に目的や期待する効果を共通理解のうえ、実現に向け交流を継続していくことが重要となります。双方にとって必要な提携事項があり、費用対効果が見込まれるのであれば都市提携の機運は高まるのではないかと思われます。嘉島町においては、まずは既存の取り組みにより自治体観光利用を促進し、施策ごとに効果的な提携手法を模索してまいります。以上で答弁を終わります。

○5番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○5番（満田和浩君） 大変有意義と答弁いただき前向きに受け止めました。国内の交流はもちろんですが、海外との交流も言葉を超えた子供たちの育成、視野の広がり等、国際間、自治体間の相互理解など多岐にわたり学ぶことが増えます。目的が明確でありますので、まずは信頼できる身近な英語圏や台湾、韓国等の人的な信用のある人物とのつながりから取り組みを模索して計画的に事業スキームを作成し、予算編成いただき無理がない実現可能な交流事業の推進をお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、満田議員の質問を終わります。続いて、9番 境野 隆文議員の質問を許します。

○9番（境野隆文君） 議長。

○議長（森田義雄君） 境野議員。

○9番（境野隆文君） おはようございます。9番、境野です。一般質問させていただきます。

簡易水道事業の整備状況についてお伺いたします。現在、ゆうすいの杜住宅地においては簡易水道が整備されておりますが、その全体計画からみた進捗状況はどのようになっているのか。また、既存集落への供給はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（森田義雄君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本です。よろしくお伺いたします。

9番、境野議員の質問にお答えします。平成25年度から令和3年度にかけて水源地並びに排水場の整備を行いました。その後は嘉島東部台地土地区画整理事業の道路及び宅地整備の進捗に合わせて排水管理設工事を実施しております。令和5年3月末時点での排水管理設総延長は約2.9kmとなっており、簡易水道供給世帯数は71世帯、217名の方々が利用されている状況です。続きまして、既存集落への供給計画についてご説明いたします。簡易水道事業は基本計画時点より嘉島東部台地土地区画整理事業区域に加え井寺、並びに北甘木の既存集落も事業実施範囲として設定しております。令和4年度には北甘木の既存集落に対して約1.4kmの排水管理設を行い、68世帯への水供給が可能となりました。現在、そのうちの14世帯が接続申請を行われております。今後も嘉島東部台地土地区画整理事業の進捗と足並みを揃え、既存集落への共有区域拡大も図っていきたいと思います。以上で、答弁を終わります。

○9番（境野隆文君） 議長。

○議長（森田義雄君） 境野議員。

○9番（境野隆文君） ただいま橋本建設課長より答弁をいただきました。簡易水道事業は基本計画時より東部台地区画整理事業区域に加えて井寺、北甘木地区においては既存集落も実施範囲として設定をしているということでございます。しかし、現状におきましては井寺区内のなかにおきましても、低地と高地がございます。高地、高いところにつきます尾迫地区、二本木地区におきましては、かなり熊本地震以降に水位が落ちているという現状もあるとお聞きいたしております。そういったところでどれくらいボーリングをしているのかとお聞きしますと、やはり低地ですと14~5m、高地ですと40m~50m、60mというボーリングが必要になってくるということをお聞きいたしております。そういうなかで、低地における水位の汲み上げにおきましては、通常の汲み上げポンプで事を成しているということですが、かなり深いところになりますと普通のポンプでは水を上げきれない、そうすると水中ポンプを入れなければならないということをお聞きいたしております。この水中ポンプというのは、やはりかなり高額な金額になるのではなかろうかと聞いております。何軒かの機具屋さんにお尋ねしたんですけれども、普通のポンプに比べるとやはり3倍、4倍かかる金額、ところによっては、場所によっては80万から100万くらいかかる、そういったところもあるのではないのでしょうかということをお聞きいたしております。今後、こういう水中ポンプとかの交換、そういう時期が迫ってくると今の既存集落、既存住宅における方々においては、かなり高額な負担になってくるのではなかろうかと思っております。そういうなかで井寺、北甘木地区あたりには最初から計画をされている簡易水道が配給してもよいという考えもあるということですので、そういう希望があるようなところがあれば、いち早く簡易水道の引き込みを行なっていただければ住民の方々も出費がかなり抑えられていくのではなかろうかと思っております。そういうことを鑑みながら、この簡易水道がどこまで今後、ゆうすいの杜整備計画のなかで道路と並行しながら水道管理が行われていくかと思われませんが、そういう近隣の方々の要望も踏まえて、簡易水道がもし融通できるのであれば、お願いできないかと思ひましてこの質問をさせていただきました。引き続きこの件に関しましては、ご検討をお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（森田義雄君） 以上で、境野議員の質問を終わります。続いて、10番 鍋田 平議員の質問を許します。

○10番（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田議員。

○10番（鍋田平君） おはようございます。早速、質問に移りたいと思います。

ゆうすいの杜の整備における道路標識の設置について質問いたします。ゆうすいの杜は人と自然がふれあう、にぎわいのある町、人も車も安全に行き来できる町として分譲されました。各メーカーも住宅建設のための工事車両が行き来していますが、道路標識がなく、子供たちが交通事故に遭わないか心配しております。今後、安全対策としての道路標識の設置はどのようになっているのか伺います。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（森田義雄君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） おはようございます。都市計画課長の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

10 番、鍋田議員のご質問にお答えをいたします。まず現在進めております、ゆうすいの杜の住宅地の状況についてになりますが、令和 4 年の 4 月から住宅メーカーに向けた分譲地の建築が始まっております。保留地と民有地を含めまして 63 の区画が分譲されておりますが、現在 58 の区画で入居が完了している状況でございます。そのようななかで、ご質問のなかにもありました、住宅建築のための工事車両につきましては、ゆうすいの杜運営委員会にて建築工事に関する注意事項を作成して建築工事中の交通安全対策なども含めて注意、周知を行なっている状況でございます。続きまして、道路標識についてになりますが、県の公安委員会の管轄となることから、令和 4 年度の当初に御船警察署との現場立ち合いを行なっております。当時は、建物が無い状態で見通しなどを考慮した危険個所の判断がしにくいとのことで標識の設置などについては見送られた状況で現在に至っております。今後になりますが、区画整備が進みましたので区画内の道路標識などについて再度御船警察署との確認作業を行い、地域住民の安全対策につなげたいと思っております。以上で、答弁を終わります。

○10 番（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田議員。

○10 番（鍋田平君） 都市計画課長から現在 56 区で入居されているとのことですが、現在公園等が整備されていないので、入居されている皆さんや子供さんたちは道路で遊んでおります。その横を工事車両が行き来しております。特に交差点は道路標識がないため大変危険です。事故が起こっては遅いので警察と道路標識について早急に協議していただいて安全対策を要望して次の質問をします。

国道 445 号線歩道橋の整備について質問いたします。嘉島西小学校の通学路に国道 445 号線の歩道橋があります。国道を横断しなくて安全のために通学路としてたくさんの生徒が現在利用しております。しかし、錆びて老朽化しており、橋を利用するのに大変不安を感じています。補修工事等の計画があるのか伺います。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（森田義雄君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） 建設課長の橋本でございます。

10 番、鍋田議員の質問にお答えします。ご質問の歩道橋はご指摘のとおり塗装がはがれ、錆びが目立つ状態となっております。この状態を受け、嘉島町も歩道橋の管理者であります熊本県に対して、以前より継続して修繕の要望を行なってまいりました。管理者の熊本県は 5 年に 1 度の周期で定期点検を実施しており、本歩道橋は昨年度、橋梁点検が行われております。その結果、塗装の経年劣化が確認されたことを受け、歩道橋全体を複数年に分けて工事を行うこととし、昨年度末、最初の修繕として小学校側の階段部の塗装工事が発注されております。今後におきましては、引き続き予算を確保しまして、順次修繕が行われる予定となっております。なお、工事中は通行止めを行う必要がありますので、利用者数が減少します。小学校の夏休み期間中に施行できるよう現在工事受注者と協議が行われております。この協議の詳細が整いましたら、次は小学校側への報告と協議が行われることとなっております。以上で、答弁を終わります。

○10 番（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田議員。

○10 番（鍋田平君） 歩道橋は通学路としてたくさんの児童が利用していますが、先ほども申しましたように外装の錆びばかりではなく、地震で歩道のタイルもぶかぶかしています。歩道橋の管理は県ということですが、県も今後順次修理していくとのことですが、西小学校の通学道路の歩道橋なので嘉島町としても修理内容を注視していただき安全対策を要望して次の質問をいたします。

小中学校にエレベーターの設置計画について質問します。現在、本町は車椅子を利用している児童や骨折などをした児童に対するバリアフリーエレベーターがありません。現在は、先生が抱きしめたり、車椅子を抱えているのが現状です。今後、車椅子や歩行困難な児童生徒は増加すると考えますので、小・中学校のバリアフリーエレベーター設置に向けた計画はあるのか伺います。

○教育長（青木政俊君） 議長。

○議長（森田義雄君） 青木教育長。

○教育長（青木政俊君） おはようございます。教育長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

10 番、鍋田議員の質問にお答えいたします。車椅子を利用している児童生徒等への対応としまして、エレベーターの設置をはじめ、学校のバリアフリー化は必要なものと認識しております。その一方で、エレ

ベーターの設置につきましては、多額の費用と学校施設の構造の見直しも必要となるものであります。町教育委員会におきましては、施設の老朽化や今後の児童生徒の増加に対応するために小中学校の増改築を予定しており、今年度予算に設計費を計上しているところでございます。そのなかで、各学校のエレベーターの設置を含め設計を行い来年度以降、増改築に合わせて順次設置を行います。今後とも学校の施設整備にあたりましては、子供たちにとってよりよい教育環境を整えることを基本として鋭意取り組んでまいります。以上で、答弁を終わります。

○10 番（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田議員。

○10 番（鍋田平君） 教育長から回答をいただきました。学校でもバリアフリー化は必要です。今後、各学校にエレベーター設置について取り組むと回答をいただきました。嘉島町の生徒が学校施設においてはよりよい環境で教育が受けられることを教育長に要望して私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、鍋田議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第 2 議案の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第 2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、議案第 22 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 1 号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 22 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 1 号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 23 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 2 号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 23 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 2 号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 24 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 3 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 1 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 24 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 3 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
議案第 25 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 4 号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 25 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 4 号 嘉島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
議案第 26 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 5 号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 26 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 5 号 嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
議案第 27 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 6 号 令和 5 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 27 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第 6 号 令和 5 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
議案第 28 号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 28 号 嘉島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 29 号 嘉島町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 29 号 嘉島町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 30 号 嘉島中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 30 号 嘉島中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 31 号 嘉島町町道の路線廃止についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 31 号 嘉島町町道の路線廃止については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 32 号 嘉島町町道の路線認定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 32 号 嘉島町町道の路線認定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第 33 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 2 号）についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第 33 号 令和 5 年度嘉島町一般会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑・討論・採決を終結します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第 3 議員派遣の件について

○議長（森田義雄君） 日程第 3 議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。

地方自治法第 100 条第 13 項及び嘉島町議会会議規則第 121 条の規定により、議員を派遣したいと思えます。本定例会から次期定例会までの間における議員派遣については、お手元に配布のとおりであります。日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任いただきたいと思います。

なお、緊急を要する場合は必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（森田義雄君） 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思えます。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から同意案第 4 号 固定資産評価員の選任についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって同意案第 4 号は追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

同意案第 4 号 固定資産評価員の選任についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（荒木泰臣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 荒木町長。

○町長（荒木泰臣君） 同意案第 4 号 固定資産評価員の選任について、下記の者を固定資産評価員に選任したいので同意を求めます。

記

氏名 富嶋 信行

生年月日 昭和 46 年 10 月 10 日生

住所 嘉島町大字井寺 1020 番地 3

令和 5 年 6 月 5 日提出 嘉島町長 荒木 泰臣

提案理由 固定資産評価員及び同補助員の設置条例の規定により、固定資産評価員に本町税務課長である富嶋信行氏を選任するため、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。なお、本案は税務課長本人に関する案件ですので、税務課長の退席を求めます。

お諮りします。本案は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第4号 固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

富嶋税務課長の入場を許します。

富嶋税務課長に通告します。

同意案第4号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって諮問案第1号は、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（荒木泰臣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 荒木町長。

○町長（荒木泰臣君） 諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、意見を求める。

記

氏名 牛嶋 たけ子

生年月日 昭和26年4月3日生

住所 嘉島町大字北甘木2124番地1

令和5年6月5日提出 嘉島町長 荒木 泰臣

提案理由 人権擁護委員の牛嶋たけ子氏が令和5年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案のとおり適任と、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって本案は適任と、答申することに決定しました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から諮問案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって諮問案第2号は、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

諮問案第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（荒木泰臣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 荒木町長。

○町長（荒木泰臣君） 諮問案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、意見を求める。

記

氏名 藤瀬 幸廣

生年月日 昭和30年3月4日生

住所 嘉島町大字北甘木 2016 番地 10

令和 5 年 6 月 5 日提出 嘉島町長 荒木 泰臣

提案理由 人権擁護委員の西川英二氏が令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、後任として藤瀬幸廣氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。諮問案第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案のとおり適任と、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって本案は適任と、答申することに決定しました。

しばらくお待ちください。

ただいま、町長から諮問案第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 4 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって諮問案第 3 号は、追加日程第 4 として議題とすることに決定しました。

諮問案第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（荒木泰臣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 荒木町長。

○町長（荒木泰臣君） 諮問案第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、意見を求める。

記

氏名 松山 昌紹

生年月日 昭和 31 年 7 月 3 日生

住所 嘉島町大字上島 1908 番地 3

令和 5 年 6 月 5 日提出 嘉島町長 荒木 泰臣

提案理由 人権擁護委員の服部秀月氏が令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、後任として松山昌紹氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。

お諮りします。諮問案第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案のとおり適任と、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって本案は適任と、答申することに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。これにて、令和 5 年第 2 回嘉島町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 21 分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和5年第2回 定例会

令和5年7月発行

発行人 嘉島町議会議長 森田 義雄

編集人 嘉島町議会事務局長 石坂 英一

